

Fight!
Fukushima!



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

10月24日発行

Vol.77

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●被災自治体News

南相馬市	-----	1
浪江町	-----	8
双葉町	-----	13
大熊町	-----	17
富岡町	-----	18
郡山市	-----	20
福島県	-----	21

●東京電力

平成24年10月17日付毎日新聞朝刊1面 「結婚理由 賠償打ち切り」について	-----	22
---	-------	----

●NEXCO東日本

・常磐自動車道 昼夜間連続通行止め	-----	23
・磐越自動車道 夜間通行止め		

●交流ルームひばり通信

・三条別院お取り越し報恩講のご案内	-----	24
-------------------	-------	----

第25回

野馬追の里

健康マラソン大会

第7回ウォーキング大会

特別招待選手



西内洋行選手 (西内洋行)
佐藤敦之選手 (佐藤敦之)
今井正久選手 (今井正久)

2012年

12月2日(日)開催 《雨天決行》

雲雀ヶ原陸上競技場スタート 開会式9:00

- 主催：野馬追の里健康マラソン大会実行委員会
- 共催：南相馬市・南相馬市教育委員会・福島民友新聞社
- 主管：相双陸上競技協会・南相馬市陸上競技協会・原町歩こう会
- 後援：相馬野馬追執行委員会・社原町観光協会・小高観光協会・一般社団法人南相馬市かしま観光協会・読売新聞東京本社福島支局・朝日新聞福島総局・毎日新聞福島支局・河北新報社・NHK福島放送局・福島テレビ・株福島中央テレビ・株福島放送・テレビユー福島・ラジオ福島
- 特別協賛：株キクチ・日本電気株・株日立製作所・株日立システムズ・南相馬市復興事業組合・南相馬リサイクル協同組合・株シマ商会

■お問い合わせ先 〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町二丁目27
野馬追の里健康マラソン大会実行委員会事務局
TEL (0244)24-5219 FAX (0244)23-3013

申し込みしめきり
迫る!



7ページをご覧ください。



南相馬市からのお知らせ

避難の状況と市内居住の状況

10月18日HP更新

避難の状況(平成24年10月18日現在)

平成23年3月11日現在の人口		71,561人
市内居住者	自宅居住	34,928人
	市内の避難所	0人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	5,141人
	市内の仮設住宅	5,382人
	計	45,451人
市外避難者	市外の避難所	0人
	(うち福島県外)	(0人)
	市外の知人宅や借上げ住宅等	18,595人
	(うち福島県外)	(11,420人)
	計	18,595人
その他	死亡(震災以外の死亡含む)	1,889人
	転出	5,462人
	所在不明	164人
	計	7,515人

市内居住の状況

	平成23年3月11日 現在の人口	平成24年10月18日 現在の居住者数	備考
小高区	12,842人	—	一部帰還困難区域 一部居住制限区域 一部避難指示解除準備区域
鹿島区	11,603人	13,833人	
原町区	47,116人	35,596人	一部居住制限区域 一部避難指示解除準備区域
計	71,561人	49,429人	

※3月11日以降の転入者及び他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

[次ページへ続きます](#)

南相馬市民の避難状況 【都道府県別】

※南相馬市外に避難している人数

2012.10.18現在（南相馬市HPより）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	7,175	群馬県	355	兵庫県	44	島根県	14	高知県	4
宮城県	2,881	山梨県	137	福井県	42	長崎県	13	佐賀県	4
山形県	1,346	北海道	122	京都府	38	岡山県	12	熊本県	4
新潟県	1,175	秋田県	113	石川県	34	富山県	11	奈良県	3
東京都	996	長野県	111	沖縄県	30	愛媛県	11	徳島県	3
埼玉県	872	岩手県	97	広島県	20	三重県	10	鹿児島県	1
茨城県	802	静岡県	96	滋賀県	19	香川県	6	山口県	-
千葉県	625	愛知県	58	大分県	18	鳥取県	5	※海外	14
栃木県	584	青森県	56	岐阜県	17	宮崎県	5	合計	18,595
神奈川県	546	大阪府	48	福岡県	15	和歌山県	4	(10/11	18,646)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
相馬市	1,865	喜多方市	100	棚倉町	25	金山町	7	柳津町	1
福島市	1,794	会津坂下町	68	三春町	22	矢祭町	6	矢吹町	1
いわき市	764	南会津町	65	西会津町	20	石川町	6	塙町	1
郡山市	654	本宮市	49	下郷町	19	北塩原村	5	広野町	1
会津若松市	452	猪苗代町	48	会津美里町	16	玉川村	5	富岡町	1
新地町	386	西郷村	37	小野町	16	古殿町	4	合計	7,175
二本松市	173	川俣町	34	磐梯町	14	平田村	3		
伊達市	154	鏡石町	34	国見町	9	天栄村	2		
白河市	122	田村市	32	大玉村	7	鮫川村	2		
須賀川市	115	桑折町	27	只見町	7	浅川町	2		



みなみそうまチャンネル。
Channel assist by
yoozma
www.yoozma.jp

南相馬市

番組内容 [10月22日～]

※1週間ごとに変わります。

パソコン視聴

1. オープニング&今週の番組
2. ガンバレシブ第20回～さつま芋とりんごのサラダ～
3. 小池長沼仮設住宅の夏祭り
4. スマイルふくしまプロジェクト
5. 第25回高平地区文化祭
6. 小高区内の様子 6月～8月
7. 南相馬市民の歌
8. いきいき体操
9. みなみそうまチャンネルからのお知らせ

アクトビラ配信

1. オープニング&今週の番組
2. ガンバレシブ第19回～青菜と菊のお浸し～
3. 第5回もとまつり
4. 作るぞ!元気なおせんべい授業(最終回)
5. 障がい者虐待と障がい者虐待防止センターについての講演会
6. 波乗り体操
7. みなみそうまチャンネルからのお知らせ

**みなみそうまチャンネルは、
交流ルームひばりのパソコンとテレビでもご覧いただけます。**

福島県内公共用水域の放射性物質モニタリング

福島県内公共用水域の環境放射線モニタリング調査結果については、環境省のホームページをご覧ください。 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15808>

今週号に資料を添付しました。

※浜通りの世帯

問い合わせ

生活環境課 環境保全係

TEL 0244-24-5231

災害危険区域指定について

10月18日HP更新

※旧警戒区域内(小高区、原町区の一部)が新たに指定されました。

東日本大震災による津波で、家屋が流出するなど、甚大な被害があった地域において、居住するための新たな建物を建築することは危険と判断し、市民の安全を確保するため、災害危険区域に指定し、建築制限を行います。

災害危険区域とは

建築基準法第39条に基づき、津波等による危険が著しいため、居住目的である建築物の建築に適しない場所として、市が指定した区域です。

指定の内容(建築制限)

区域を指定することにより、当該区域内においては、住居の用に供する建築物(注1)の建築(注2)が制限されます。

(注1) 専用住宅、共同住宅、併用住宅、老人ホーム、病院、旅館、ホテルなど宿泊を伴う建築物が制限されます。それ以外の建築物(店舗、工場、倉庫等)の建築は可能となります。

(注2) 制限される建築とは、以下の行為となります。

- 新築：更地に新たに建築物をつくること、または別棟で新たに建築物をつくること。
- 増築：敷地内の既存建築物に増築すること。
- 改築：従前の建築物を取壊し、これと位置、用途、構造、階数、規模がほぼ同程度のものを建てること。
- 移転：同一敷地内で、建築物を移すこと(曳家)。敷地が異なる場合は新築。

告示年月日(効力が発生する日)

鹿島区	平成24年 4月 3日	南相馬市告示第27号
原町区(旧警戒区域を除く)	平成24年 5月11日	南相馬市告示第55号
小高区・原町区の一部(旧警戒区域内)	平成24年10月17日	南相馬市告示第96号

次ページへ続きます ▶

指定する区域

災害危険区域一覧	
鹿島区	
大字名	字名等
北右田	釧宮の一部、八龍町の一部、塔場の一部、八斗蒔、桶師屋、竹花の一部、宮田、北染師、沼田、染師、軍塚、稲荷田、浜田、北高屋釜、南高屋釜
南右田	蓮花町、踏切、蛭田、中ノ内、金山田、前田、瀬戸内、高畑の一部、前畑、西畑の一部、南沢田、竹花、大古内、二ツ沼、谷地
大内	仲田、堤下の一部、館下の一部、高田の一部、町田の一部、明神、川前、南田
烏崎	添越の一部、原田、寺下、南谷地、牛島、石崎、浜、町、戸屋の一部、南入の一部、寺前の一部、宮田の一部、大迫の一部、鳥居作の一部、中谷地、前谷地、大木戸、北向の一部
北海老	大森の一部、明神前の一部、甲姥懐の一部、西庭の一部、玉貫の一部、姥懐の一部、浦尻、釜舟戸、岩穴前の一部、中谷地、磯ノ上の一部、糠塚の一部、鳥喰の一部、中堤の一部、東浦尻、乙姥懐の一部、釜舟戸北、港口、釜舟戸西、釜舟戸東、釜舟戸堤内、坂見前の一部
南海老	福田、高屋釜、水久保、蛭沼、下沖、北原の一部、北町の一部、南町、釜前、西畑の一部、竹ノ内、竹ノ内前、中谷地、中屋敷、釧ノ宮
原町区	
上渋佐	穴田の一部、寺崎の一部、南谷地の一部、北谷地の一部
下渋佐	仲西の一部、南谷地、赤沼、湊、大身、平、大橋、後川の一部、南赤沼
萱浜	北谷地の一部、北赤沼、赤沼、見谷地、切付、須賀前、蔵前、百目木、八龍前、西田、オノ下、新赤沼、南見谷地の一部、中切付、東蔵前、三軒屋、北畑、作道、十日穴、三角谷地、南谷地、前田、北迎、軍平の一部、北オノ上の一部、南オノ上、神田、愛原の一部、長沼
雫	権現下の一部、山畑の一部、上ノ台、台畑、北畑、東坊志、京塚沢の一部、北・田、犬這の一部、五畝田の一部、南谷地
北泉	地藏堂の一部、脇の一部
金沢	船沢の一部、前田の一部、水神崎の一部、浦の一部
江井	大北の一部
小沢	折戸の一部、上戸屋迫の一部、小沢、下戸屋迫の一部
小浜	小房内、高柴、椿下の一部、西内の一部、畑合、東谷地、丸山の一部、谷地
下江井	一丁田、落合、欠沼、川内、北浜田、反田、戸屋崎、原田の一部、昼谷地
堤谷	産迫の一部、梅田の一部、鍛冶作、北梅田、谷地田
小高区	
井田川	北新田の一部、堀ノ内、南新田の一部
浦尻	北川原、北向の一部、台ノ前の一部、西向の一部、広町、前田の一部、前原、町、屋敷西
蛭沢	稲村の一部、江ノ東の一部、笠谷の一部、川脇の一部、半谷の一部
大井	銀田の一部、鷗鳴の一部、高野迫の一部、田中前の一部、八斗蒔の一部
岡田	塩行の一部、下川原田の一部
下浦	芦谷地の一部
塚原	一丁田、釜ノ上の一部、川寄、小蔵田、白金田、諏訪前的一部分、千代前、戸谷場の一部、西浜田、沼ノ上の一部、浜田の一部、八重生
角部内	入羽和形の一部、女迫の一部、貝塚、雁北の一部、北台の一部、腰巻、反田の一部、南台の一部、谷地
福岡	大柳、下岩崎の一部、大明神、堂田、根柄の一部
村上	北川、越戸畑、逆堰、館内的一部分、館腰の一部、仲川原、西谷地、西谷地南坪、沼田、前谷地的一部分、横砂

※ 字名には登記簿等と異なる表記の地区があります。

問い合わせ

建設部 建築住宅課 建築営繕係

TEL 0244-24-5255

FAX 0244-24-6151

E-mail kenchikujutaku@city.minamisoma.lg.jp

桜井勝延市長に対する問責決議案を可決

平成24年第6回定例会の最終日、今村裕議員ほか5名により「桜井勝延市長に対する問責決議案」が提出され、採決の結果、賛成多数で可決しました。

決議の内容は、以下のとおりです。

桜井勝延市長に対する問責決議

市長は、世界に誇る南相馬の再生を掲げた復興ビジョンを定めた。

しかし、東日本大震災と福島第一原発の事故から18ヶ月が経過した現在も、復興どころか復旧すらほとんど進んでいない状況にある。市民は、くらしと命を守る上でこれまでの市政、市長の対応に大きな不安を覚えている。これは、6・7月に実施した「市意向調査」での市の復興策に「評価しない」が41%に及んでいることにも表れている。一部の市民はあきらめ感を持ち、南相馬市から転出している。

市長の責任となる緊急の課題での問題は、以下の通りである。

まず第1は、警戒区域・避難指示区域等の見直しにかかわっての不備である。

警戒区域の見直しについては、市民や議会の意見を聞く機会を与えず、性急にその期日を決めてしまい、市民に大きな不安を与えた。

更に、事故を起こした原発の状況の説明がないまま、除染やガレキ処理、危険区域の設定や集団移転、災害公営住宅の入居、インフラ整備等のスケジュールすら当時示されず、区域等の見直しと期日が決められた。その上、防犯への備えが不十分であり、市民の不安にできていない。

そして、一部住民にしか連絡が行かなかった市民説明会であったことと併せ、その説明会での市長の姿勢は、市民を代表して国の対応に向き合うのではなく、国の代弁者に成り下がった一方的とも言える説明で、住民の不安を増大させてしまった。

第2には、市民のくらしと命を守るための緊急の課題が進んでいないことに対して、市長がその責任を感じていないことである。その課題を列記すると以下の通りである。

1. 放射能除染物質の仮置き場がほとんど決まらないこと。そのためにいまだに除染の見通しがたっていないこと。
2. 旧警戒区域のガレキ処理が始まっていないばかりか、家庭系ごみすら処理されないこと。
3. 防災林の構造に無用にこだわり、防災林造成を遅延させているばかりか、ガレキ処理の遅れもまねいたこと。
4. 原発事故による損害賠償にあたって、市民の立場での対応にいまだに至っていないこと。
5. 市職員が大量に退職している責任が市長自らの姿勢にあることを不問にし、他人事にしていること。

これら対応には、市長は先頭に立って職員を指揮し、議会や市民に協力を求めるべきである。全国各地への講演や、マラソン大会への出場、山口県知事選挙応援などのいとまはないのである。

これらの混乱と、対策が進まない原因は、市民、議会の意見を聞かず、独断と思いつきで決定をし、執行を繰り返していることによるもので、まことに遺憾のきわみである。

よって、南相馬市議会は、桜井市長に対して猛省を促すとともに、その責任を問うものである。

以上、決議する。

平成24年9月26日

南相馬市議会

問い合わせ

議会事務局 議事係

TEL 0244-24-5311

『スポーツ復興祈念！』

第25回野馬追の里健康マラソン大会・第7回ウオーキング大会

野馬追の里健康マラソン大会実行委員会では、「スポーツ復興祈念」を冠とし、「第25回野馬追の里健康マラソン大会・第7回ウオーキング大会」を2年ぶりに開催します。

今大会は、今年7月に(財)日本陸上競技連盟より第3種公認を受け全天候型にリニューアルオープンした雲雀ヶ原陸上競技場をスタート・ゴールに、距離別や年齢別に35種目で健脚を競います。

また、特別招待選手として、本市出身のトップアスリート 今井正人選手(トヨタ自動車九州陸上競技部)や、トライアスロン 西内洋行選手(西京味噌)、本市ゆかりの佐藤敦之選手(中国電力陸上競技部)も出場します。

記録を目指す方はもちろん、自分のペースで心地よい汗を流したい方など奮ってご参加ください。



- 日 時 平成24年12月2日(日) ≪雨天決行≫
- 会 場 南相馬市雲雀ヶ原陸上競技場 (ウオーキング:雲雀ヶ原祭場地)
- 受 付 8時～9時 (ウオーキング:7時30分～8時)
- 種 目 <マラソン> ハーフ、10km、5km、3km、2km、1.5km
<ウオーキング> 10km、5km、3km
※詳しくは、開催要項をご覧ください。
- 参加資格 小学1年生以上の健康な方(一人一部門)
- 参加料 一般男女2,500円、親子ペア2,500円、ウオーキング500円
※小・中・高校生は無料
- 申込期限 **平成24年10月31日(水)**
- 申込方法 開催要項に添付された申込書(払込取扱票)に必要事項を記入し、参加料を添えてお申し込みください。なお、郵便振替およびインターネットでの申し込みもできます。
ただし、参加料無料の方は郵便振替およびインターネットでの申し込みはできませんので、大会事務局へ郵送してください。

※詳しくは、開催要項をご覧ください。

※インターネットでの申し込みはこちらから  <http://runnet.jp/>

※開催要項(申込書)をご希望の方には郵送しますので、事務局までお問い合わせください。

問い合わせ

野馬追の里健康マラソン大会実行委員会事務局(文化スポーツ課)
〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27
TEL 0244-24-5219
FAX 0244-23-3013
E-mail bunkasports@city.minamisoma.lg.jp

【お知らせ】 開催要項の制限時間について、 【誤】「ハーフの部:2時間00分」
【正】「ハーフの部:2時間30分」



浪江町からのお知らせ

六巡目一時立入りの実施方法概要

10月15日HP更新

六巡目の一時立入りは、以下の方法により実施します。

マイカーによる立入り

中継基地・受付方式

中継基地は、浪江幾世橋中継基地および毛萱・波倉スクリーニング場を使用します。

※「道の駅ならば」は使用しません。

一日当たりの立入り世帯数等

原則として、一中継基地に1日当たり400世帯程度を上限として実施します。

立入り車両・持ち出し可能物

- (1)立入り車両の台数は、一世帯につき1台とさせていただきます。なお、引越業者等の帯同業者は最大2台まで立入りできます。
- (2)スクリーニング場の場所的制約のため、立入り可能車両のサイズについては、全長6.4m（おおむね2tトラック相当）以下の車両とさせていただきます。
- (3)スクリーニング基準(13,000cpm)を超えるもの、屋外に置かれた物または経口摂取する物は持ち出しできません。

立入り時間

立入り時間は、午前8時30分～午後3時30分の間の5時間を上限とさせていただきます。（冬期間は夕方暗くなるのが早いため、事故防止のため、終了時間を繰り上げております。）

立入り人数

立入り人数は、安全確保の観点から原則2名以上とさせていただきます。なお、15歳未満の方は、立入りできません。（やむを得ず、2名以上での立入りができない場合は、ご相談ください。）

通行許可証等

通行許可証等の一時立入りに必要な書類を、受付完了後に郵送させていただきます。

警戒区域への入退域

中継基地で、個人線量計、防護装備等をお渡しし、一時立入りしていただきます。お帰りの際には、中継基地にこれらを返却していただくとともにスクリーニングを受けていただきます。

空間線量計の貸し出し

ご希望に応じて、空間線量計を1世帯に1台貸し出します。

次ページへ続きます

その他

- (1)飼っていたペット(生存中の犬または猫に限る)については、中継基地においてスクリーニングの所要手続きを受けていただき、スクリーニング基準未満であることを確認のうえ、持ち出すことができます。なお、コールセンターへの事前登録は不要です。
- (2)車両について、ご希望に応じスクリーニング済み書を発行いたします。
- (3)中継基地では、一般ゴミの回収は行いません。

バスによる立入り

実施について

五巡目と同様に、自家用車等による立入りをされない方のために、11月29日～12月2日にかけて、町ごと設定した世帯数を上限に実施します。

(浪江町は11月29日・12月1日・12月2日です)。

申し込み方法について

バスによる立入りを希望する方は、**11月11日(日)まで**にコールセンターへ予約手続きをしてください。

中継基地および持ち出し可能物など

- (1)中継基地は、浪江幾世橋中継基地を使用します。
- (2)持ち出せるものは、マイクロバスに持ち込める物で、住民の方々が自ら持てる範囲の物です。ただし、スクリーニング基準(13,000cpm)を超えるもの、屋外に置かれた物または経口摂取する物は持ち出しできません。

立入りの方法、一世帯当たりの人数および立入り時間について

- (1)自家用車等または送迎バスにて、集合場所に到着後、中継基地に来ていただきます。その後、受け付け手続きを済ませ、マイクロバスにて一時立入りをしていただきます。
- (2)一世帯当たりの立入り人数は最大2名とさせていただきます。なお、15歳未満の方は、立入りできません。
- (3)立入り時間については、自宅付近でバスを降車してから2時間となります。

その他

バスによる立入りの場合、ペットの持ち出しはできません。

※以上の点以外については、基本的に「マイカーによる立入り」に準じます。

問い合わせ

災害対策課 消防防災係

TEL 0243-62-0151(直通)

浪江町内公共施設等の空間放射線量測定結果(2012.4.20～)

10月22日HP更新

浪江町が独自に実施した浪江町内小中学校等の空間放射線量の測定結果をお知らせします。
 ※測定結果については、区域見直しとは関係ありません。

(測定地:地上高H=1.0m 単位: μ Sv/h)

測定地	4/20	5/18	6/15	7/10	8/17	9/12	10/19
役場津島支所(西寄り)	6.63	6.65	6.35	7.48	6.08	6.26	6.16
津島小学校校庭 ※1	5.83	5.32	5.51	5.39	5.47	5.20	4.78
津島中学校校庭 ※1、※3	2.55	2.33	2.35	2.33	2.32	2.28	2.15
浪江高等学校津島校校庭 ※1	11.45	10.42	10.92	10.96	10.98	10.67	10.05
苧野小学校校庭 ※1	5.47	4.72	5.21	5.15	5.36	5.21	4.76
中上ノ原A町営住宅 ※1	3.68	3.32	3.68	3.72	3.96	3.89	3.53
大堀小学校校庭 ※1	4.11	3.64	4.18	4.32	4.71	4.75	4.46
浪江中学校校庭(北側入り口)※2	6.70	6.33	5.20	5.20	4.63	4.95	4.46
ふれあいセンターなみえグラウンド (中央北西寄り)※3	1.48	1.30	1.73	1.83	1.71	1.27	1.54
浪江小学校校庭(中央南東寄り)	1.30	1.22	1.23	1.20	1.13	1.18	1.16
浪江高等学校校庭(中央北西寄り)	3.71	3.45	3.36	3.45	3.19	3.41	3.15
浪江日本プレーキ(株)(ゲート前)	1.29	1.32	1.09	1.10	1.18	0.99	1.08
浪江町役場庁舎 ※1	0.20	0.20	0.19	0.19	0.18	0.17	0.16
エスエス製菓(株)(ゲート前)	0.68	0.56	0.58	0.56	0.52	0.62	0.55
幾世橋小学校校庭 ※1	0.61	0.40	0.39	0.37	0.37	0.35	0.34
請戸小学校正面玄関(東寄り)	0.29	0.25	0.32	0.25	0.27	0.33	0.28
浪江東中学校校庭(中央北東寄り)	0.59	0.58	0.56	0.47	0.52	0.58	0.52
津島地区給食センター(入口) ※3 (除染前:8.02)				4.11	3.75	3.78	3.71
旧津島保育所(敷地内中央) ※3 (除染前:9.75)				1.61	1.45	1.53	1.45
津島保育所(所庭中央) ※3 (除染前:10.39)				1.45	1.61	1.53	1.35
つしま活性化センター(玄関前) ※3 (除染前:7.44)				2.01	2.05	2.28	2.04
製材組合(敷地内中央) ※3 (除染前:4.80)					3.10	3.47	2.97
コスモス保育園(園庭中央) ※3 (除染前:7.35)				0.83	0.82	0.84	0.78
JR浪江駅(階段) ※3 (除染前:2.61)				1.91	1.66	1.86	1.61
藤橋不動尊(参道入り口)						0.57	0.50
酒田上原地内(酒田住宅内)						2.61	2.27
御殿南地内(町営住宅前)						0.71	0.56

※1 2012年4月20日から、測定値を文部科学省発表のモニタリングポストの値を転記

※2 2012年4月20日から、測定場所を校庭から北側入り口に変更

※3 除染モデル実証事業済みか所

問い合わせ

災害対策課 放射線対策係

TEL 0243-62-0152(直通)

桑折町、福島市内の仮設住宅の空間放射線量測定結果(10月17日測定)

10月18日HP更新

(測定地:地上高H=1.0m 単位: μ Sv/h)

測定地	7/4 晴	7/19 晴	8/1 晴	8/22 晴	9/5 晴	9/20 曇	10/4 曇	10/17 晴
桑折駅前仮設住宅(第一集会所)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.10	0.10
桑折駅前仮設住宅(第二集会所)	0.11	0.11	0.10	0.11	0.10	0.10	0.11	0.11
桑折駅前仮設住宅(第三集会所)	0.15	0.14	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	0.14
宮代第二仮設住宅(集会所)	0.17	0.18	0.18	0.19	0.17	0.17	0.17	0.17
宮代第一仮設住宅(集会所)	0.21	0.21	0.20	0.21	0.21	0.21	0.19	0.19
北幹線第一仮設住宅(北集会所)	0.11	0.11	0.11	0.12	0.10	0.11	0.11	0.11
北幹線第一仮設住宅(南集会所)	0.14	0.13	0.13	0.13	0.12	0.13	0.12	0.13
笹谷東部仮設住宅(東集会所)	0.13	0.16	0.16	0.16	0.14	0.16	0.18	0.15
笹谷東部仮設住宅(西集会所)	0.21	0.22	0.21	0.22	0.21	0.21	0.19	0.20
南矢野目仮設住宅(北集会所)	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10
南矢野目仮設住宅(南集会所)	0.10	0.09	0.10	0.09	0.09	0.10	0.09	0.10
森合仮設住宅(中央)	0.30	0.35	0.32	0.34	0.34	0.32	0.33	0.34
しのぶ台仮設住宅(階段掲示板前)	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.11	0.11	0.10
旧佐原小学校仮設住宅(談話室)	0.07	0.07	0.06	0.07	0.06	0.08	0.07	0.06

問い合わせ

災害対策課 放射線対策係

TEL 0243-62-0152(直通)

福島県借上げ住宅【特例】制度の受付期間について

10月22日HP更新

福島県借上げ住宅特例措置の受付期間について、福島県より**12月入居可能物件(福島県内の民間賃貸住宅)**についても対象となる旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

なお、1月以降の受け付けについては、現在、明確な結論が出ておりません。通知がありましたら改めてお知らせいたします。

また、住み替え(福島県内から福島県内、福島県外から福島県内への移動に限る)につきましても、特別な事情がある場合に、**一度に限り(世帯分離も含む)認められます。**

詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ

生活支援課 住宅支援係

TEL 0243-62-4736(直通)

十日市祭をゆっくりみませんか？

10月17日HP更新

11月23日(金)～24日(土)に十日市祭が開催されます。安達太良山のふもと、岳温泉で一泊しながら十日市祭を楽しみませんか。

県外へ避難している方、先着100名限定です。



宿泊日

11月23日(金)

宿泊料金

一人5,000円(1泊2食付) ※1部屋2名から

申し込み

10月20日から受付中

- ①電話で仮予約をし、予約番号をもらってください。
- ②その後、申込用紙をFAXまたは郵送で岳温泉観光協会に送付してください。

今週号のチラシをご覧ください。

※浪江町の世帯

主催

浪江町商工会・復興なみえ町十日市祭運営委員会

問い合わせ・申込先

岳温泉観光協会 (〒964-0074 二本松市岳温泉1-16)

TEL 0243-24-2310 ※受付時間 午前9時～午後4時 年中無休

FAX 0243-24-2911

第6回市町村対抗県軟式野球大会で浪江町がベスト4に進出

10月22日HP更新

第6回市町村対抗福島県軟式野球大会の10日目(10/21)、あづま球場で準々決勝4試合が行われ、浪江町が郡山市を敗りベスト4に進出しました。

浪江町 0 0 0 1 0 0 0 -1

郡山市 0 0 0 0 0 0 0 -0

28日には、福島市vs本宮市、浪江町vs白河市の準決勝に続き、決勝を行い、参加58市町村の頂点が決まります。





双葉町からのお知らせ

電子掲示板(デジタルフォトフレーム)に関するお願い

10月17日HP更新

双葉町では、デジタルフォトフレーム端末を町民の皆さまに貸出し、この端末を“電子掲示板”として活用し、町からのお知らせなど各種情報を配信しておりますが、端末の電源が入っていないため送信できず、通信がストップとなっている状態が生じております。

ご使用のデジタルフォトフレーム端末については、定期的に電源を入れていただき、配信内容を確認されますようお願いいたします。デジタルフォトフレーム端末で新しい情報を受信するまで電源を入れてから10分程度かかる場合があります。

なお、新しい情報が受信できない場合は、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いします。



問い合わせ

双葉町総合受付コールセンター

TEL 0120-455-770

福島県借上げ住宅への入居受付期限の延長について

10月19日HP更新

福島県災害対策本部から以下のとおり受付期限の延長の通知がありましたので、お知らせいたします。

- 福島県借上げ住宅の特例措置による入居受付の期限については、平成24年11月30日までとし、同日までに入居する物件のみ受け付けすることとします。
なお、県内から県内へ住み替えする場合も含みます。
- 県外から県内への借上げ住宅に住み替えする世帯についても、上記にかかわらず借上げ住宅の特例措置による入居を引き続き受け付けします。

問い合わせ

双葉町総合受付コールセンター

TEL 0120-455-770

「第3回双葉町復興まちづくり委員会」を開催しました

10月19日HP更新

双葉町では、東日本大震災ならびに福島第一原子力発電所事故からの町の復興に向けた復興まちづくり計画(以下、「復興計画」)の策定にあたり、町民総参加の復興会議などでの町民の幅広い意見を復興計画に反映させるため、関係団体の代表者および学識経験者等からなる双葉町復興まちづくり委員会を設置し検討を進めているところです。

今回は、第3回目となる委員会を開催しました。はじめに「7000人の復興会議」中間整理についての報告が行われました。獨協医科大学准教授の木村真三委員による「チェルノブイリに学ぶ福島・双葉町の現状」の講演が行われたあと、今後の審議の進め方について活発な意見交換が行われました。

今後も「7000人の復興会議」の開催とあわせて、委員会を定期的を開催し、町の復興計画の策定について検討していきます。

第3回復興まちづくり委員会

[日時] 平成24年10月16日(火) 午後1時30分～

[場所] 旧騎西高校 4階 家庭科室

[内容] ・「7000人の復興会議」中間整理について

- ・木村委員の講演「チェルノブイリに学ぶ福島・双葉町の現状」
- ・今後の審議の進め方
- ・意見交換

会議資料

- ・次第
- ・資料1 双葉町復興まちづくり委員会委員名簿(出席者)
- ・資料2 「7000人の復興会議」中間整理(概要 / 意見一覧)
- ・資料3 講演資料「チェルノブイリに学ぶ福島・双葉町の現状」
- ・資料4_1 今後の審議の進め方について
- ・資料4_2 中間整理と委員会の意見から見た課題の整理について
- ・参考資料1 第2回双葉町復興まちづくり委員会の議事概要(議事概要 / 座席表)
- ・参考資料2 委員からの書面での意見(第1回目分)

問い合わせ

双葉町埼玉支所 企画課 企画調整係

TEL 0480-73-6880(代表)



双葉町民の避難状況

10月17日HP更新

【平成24年10月15日現在】

所 在	人 数
◆福島県内に避難されている方	3,658人
◆福島県外に避難されている方	3,312人

*旧埼玉県立騎西高校・・・181人

都道府県別避難状況

	都道府県	人数		都道府県	人数		都道府県	人数		都道府県	人数
1	北海道	16人	13	東京都	375人	25	滋賀県	1人	37	香川県	-人
2	青森県	17人	14	神奈川県	223人	26	京都府	12人	38	愛媛県	5人
3	岩手県	12人	15	新潟県	241人	27	大阪府	5人	39	高知県	-人
4	宮城県	161人	16	富山県	27人	28	兵庫県	6人	40	福岡県	12人
5	秋田県	18人	17	石川県	13人	29	奈良県	5人	41	佐賀県	3人
6	山形県	55人	18	福井県	9人	30	和歌山県	-人	42	長崎県	6人
7	福島県	3,658人	19	山梨県	13人	31	鳥取県	-人	43	熊本県	5人
8	茨城県	372人	20	長野県	13人	32	島根県	18人	44	大分県	8人
9	栃木県	157人	21	岐阜県	10人	33	岡山県	2人	45	宮崎県	-人
10	群馬県	53人	22	静岡県	33人	34	広島県	3人	46	鹿児島県	15人
11	埼玉県	1,138人	23	愛知県	13人	35	山口県	-人	47	沖縄県	8人
12	千葉県	207人	24	三重県	-人	36	徳島県	1人		計	6,949人

*所在不明(情報有り)、海外:21人 *震災時に生活実態なし:3人

*死亡・行方不明:167人(うち災害関連死亡者(10/11現在):94人、行方不明者:1人)

福島県内市町村別避難状況

	市町村	人数		市町村	人数		市町村	人数		市町村	人数
1	福島市	468人	15	国見町	-人	29	湯川村	-人	43	石川町	4人
2	会津若松市	119人	16	川俣町	3人	30	柳津町	-人	44	玉川村	-人
3	郡山市	714人	17	大玉村	7人	31	三島町	-人	45	平田村	5人
4	いわき市	1,377人	18	鏡石町	9人	32	金山町	-人	46	浅川町	-人
5	白河市	263人	19	天栄村	3人	33	昭和村	-人	47	古殿町	-人
6	須賀川市	51人	20	下郷町	7人	34	会津美里町	18人	48	三春町	16人
7	喜多方市	24人	21	桧枝岐村	-人	35	西郷村	38人	49	小野町	6人
8	相馬市	46人	22	只見町	-人	36	泉崎村	2人	50	広野町	7人
9	二本松市	52人	23	南会津町	15人	37	中島村	-人	53	川内村	1人
10	田村市	30人	24	北塩原村	-人	38	矢吹町	24人	58	新地町	12人
11	南相馬市	137人	25	西会津町	-人	39	棚倉町	22人			
12	伊達市	19人	26	磐梯町	-人	40	矢祭町	4人		計	3,658人
13	本宮市	55人	27	猪苗代町	38人	41	塙町	36人			
14	桑折町	6人	28	会津坂下町	20人	42	鮫川村	-人			

次ページへ続きます ▶

安否確認について

町民の安否確認等については、下記へお問い合わせください。

【お願い】

お問い合わせは、できるだけFAXまたはEメールにてお願いします。

また、安否確認等のお問い合わせをEメールでいただいておりますが、返信不能となる場合があります。

受信端末においてメール受信の制限をされている方は、[town.futaba.fukushima.jp]をドメイン指定受信の設定をお願いいたします。

問い合わせ

双葉町総合受付コールセンター

TEL 0120-455-770

FAX 0480-73-6926

E-mail saitama@town.futaba.fukushima.jp

屋根瓦落下家屋へのシート掛け作業の終了について

10月23日HP更新

東京電力㈱では、町内において「屋根瓦落下家屋へのシート掛け作業」を実施してきましたが、平成24年10月22日(月)で施工を完了したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

◆問い合わせ先

東京電力㈱ 福島原子力補償相談室(コールセンター)

TEL 0120-926-404 (受付時間 午前9時～午後9時)

東京電力㈱では、建物被害について、「今後は財物に係る賠償の中で適切に対応する」とのことですが、町では今後もシート掛け作業を実施するよう強く申し入れてまいります。

問い合わせ

双葉町埼玉支所 総務課

TEL 0480-73-6880(代表)



大熊町からのお知らせ

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

10月22日HP更新

No.	住所(測定位置)		空間線量率(μ Sv/h)							線量計	
			8/28	9/4	9/12	9/18	9/26	10/2	10/10		10/16
23	夫沢	西北西約2.5km	14.5	14.4	13.4	14.2	13.8	13.7	12.1	13.7	NaI
25	野上	西約14km	2.2	2.2	2.1	2.2	2.2	2.3	1.9	2.3	NaI
26	野上	西約11km	2.5	2.4	2.3	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	NaI
29	夫沢	西約2.5km	39.0	39.2	39.9	38.0	39.1	38.6	39.5	36.2	IC
30	夫沢	西約2.5km	18.6	19.8	17.5	18.4	18.2	16.9	16.5	17.6	NaI
34	大川原	西南西約8km	2.6	2.6	2.5	2.4	2.6	2.4	2.4	2.3	NaI
35	野上	西南西約7km	9.8	9.5	9.6	8.7	8.8	8.2	8.9	8.6	NaI
36	下野上	西南西約5km	5.3	5.3	5.8	5.4	5.4	5.4	4.6	4.7	NaI
37	夫沢	西南西約3km	49.4	51.1	48.8	49.5	49.1	47.4	47.6	47.4	IC
38	小入野	西南西約3.5km	6.1	6.0	5.7	6.0	5.9	5.7	5.2	5.7	NaI
47	熊川	南南西約4km	25.1	24.5	23.9	22.4	21.6	21.2	22.7	22.2	IC
50	熊川	南約4km	14.5	15.0	14.8	12.9	12.6	12.5	13.0	12.9	NaI

線量計の種類

NaI : NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値 / IC : 電離箱による値

測定実施者:電力会社

問い合わせ

文部科学省 原子力災害対策支援本部 加藤

TEL 03-5253-4111 内線4604、4605

原子力災害に係る不動産取得税の軽減制度について

10月23日HP更新

避難区域等の見直しにより、避難指示解除準備区域に指定された区域に家屋とその敷地等をお持ちの方が、県内にそれらに代わる家屋とその敷地等を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、区域内の家屋等と同じ面積までの不動産取得税の額が減額されます。

なお、帰還困難区域等についても同様の制度がありますので、詳しくは新たに取得した家屋等の所在地を所管する地方振興局県税部までお問い合わせください。

問い合わせ

県北地方振興局県税部

TEL 024-523-4699

県中地方振興局県税部

TEL 024-935-1254

県南地方振興局県税部

TEL 0248-23-1517

会津地方振興局県税部

TEL 0242-29-5254

南会津地方振興局県税部

TEL 0241-62-5213

相双地方振興局県税部

TEL 0244-26-1126

いわき地方振興局県税部

TEL 0246-24-6033



富岡町からのお知らせ

町民の皆さまへ(町長メッセージ)

10月19日HP更新

町民の皆さまへ

原発事故による避難から1年6ヵ月が過ぎました。長期に渡って極限の生活を強いる状況が続いていることを、大変心苦しく思っております。

さて、富岡町第一次復興計画案が9月26日の富岡町臨時議会で可決され、それに伴い町では「富岡町の帰還に関する宣言」の発動を正式に決定いたしました。

町民の皆さまからは、これまでも一日も早い区域再編、低線量地域から順を追っての帰還、早急な除染やインフラ整備など多くのご意見を頂戴しておりますが、今後の区域再編によって、一時帰宅や立ち入り等の方法・手段に違いが出てくるものの、本格的な除染、インフラ復旧、医療・福祉、商店、雇用の確保など、生活環境の整備には長期間の作業と労力が必要となります。このことから、町では今後5年間は帰還できないと判断し、今回の宣言に至りました。

今後、この宣言によって、当町の現状や復旧に向けての課題及び問題点を国に強く発信しながら、同時に賠償を最優先とし、区域再編と除染開始という復興に向けての作業を早急に進めて参りますので、皆さまのご理解とご協力並びにご支援を改めてお願い申し上げます。

富岡町長 遠藤 勝也

福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言

福島第一原子力発電所の事故の発生から1年6ヵ月経過した現在においても、事故は未だ収束の途上であり、原子力災害は富岡町民はもとより、福島県全域に甚大な損害をもたらしている。

また、当町民は今もなお元の生活に戻れる時期が見通せず、毎日不安な生活を送るなど、極めて厳しい環境下に置かれている。

国においては、町の警戒区域を解除し、避難指示区域を見直すことにより3つの区域に再編のうえ、今後の除染計画やインフラ復旧計画などを明示するとしているが、町民の安全・安心を考えたとき、当町は以下の点について危惧の念を抱いており、これらへの対応策が確保されていない現状においては、早期の帰還は困難であると判断する。

1. 除染の効果について

当町の大半が高い線量下にある中、除染については有効な工法が確立されておらず、また、その効果も不透明であること。加えて農地や山林の除染においては計画さえ明らかでないこと。

次ページへ続きます

2. インフラ等の復旧について

当町のインフラ等は甚大な被害を受けており、その調査・計画・復旧整備が長期に渡る
こと。

3. 農業の再開及び生活環境の整備について

基幹産業である農業の再開が見通せないことをはじめ、産業の創出や雇用の場の確保が困難であるとともに、ライフライン等の復旧や生活に必要な医療機関、文教・福祉施設及び商店などの生活環境が整わないこと。

4. 健康に対する不安について

国が帰還の目安とする“年間積算線量20mSVの基準”では、住民の健康不安は払拭できず、また、低線量被ばくの影響についても科学的かつ分かりやすい知見が明らかにされていないこと。加えて、当町は3・11東日本大震災以前の放射線量に戻すことを目標としていること。

5. 発電所の安全性について

福島第一原子力発電所事故の状況は、現在各プラントとも冷温停止の状態にあるというもの、現在もトラブルが続いており、また未だに破損箇所の特定制が出来ず、今後長期間に渡る使用済み燃料や燃料デブリの取り出しなどの廃炉に向けた工程についても不透明であること。

以上のことから、富岡町は少なくとも今後5年間(福島第一原子力発電所の事故から6年間)は全町民の帰還は困難かつ不可能であるとの判断のもと『避難指示の解除』を行わないことを決定し、「帰還できない」ことを宣言する。

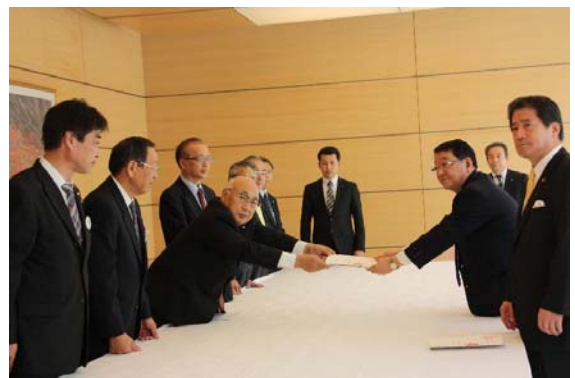
平成24年9月26日 富岡町

町議会活動報告

10月18日HP更新

国に『富岡町の帰還に関する宣言書』を提出

平成24年10月15日、本町議会議員は町長とともに、首相官邸で藤村官房長官と面談し、健康に対する不安をはじめとする諸問題を訴え、少なくとも今後5年間(原発事故より6年間)は全町民の帰還は困難かつ不可能である旨の『宣言書』を手渡すとともに、関係する省庁を訪問し、迅速な対応を強く要望しました。
(当議会より12人参加)



問い合わせ

富岡町役場

TEL 0120-33-6466(代)



郡山市からのお知らせ

平成24年度「郡山布引風の高原」の開花情報

10月19日HP更新

布引風の高原は、猪苗代湖と磐梯山を一望できる最高のロケーション。
日本最大級の風力発電所でもあるこの場所では、巨大風車の下、季節の美しい花々を楽しめます。

☆湖南町(布引高原一帯)は、クマの生息地でもあります。もしクマに遭遇した場合は、落ち着いて行動してください。



コスモス (見頃を迎えました。)

コスモスの開花場所は、記念碑の付近になっております。
コスモスの花言葉は「乙女の心」「美麗」「調和」などです。
青空の晴天の下・・・赤やピンク、白に濃紫などが調和された
色鮮やかなじゅうたんの先には、猪苗代湖と磐梯山が一望できるかもしれません☆



色づき始めた紅葉と爽やかな秋空の下、美しいコスモスが咲く布引高原をお楽しみ下さい♪

- ◆平成24年10月19日(金)時点のコスモスです。
満開に咲いたコスモスを見渡せます。

(平成24年10月19日撮影)



■布引高原への道路工事完了のお知らせ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、「郡山布引風の高原」の入口である市道赤津2号線の舗装面の亀裂による工事のため片側通行となっておりますでしたが、道路工事が完了し片側通行が解除となりました。

布引高原へお越しの際は、事故のないよう対向車に気をつけて通行してください。

問い合わせ

農林部 農政課

TEL 024-924-2201



福島県からのお知らせ

福島県による原子力損害賠償に係る巡回法律相談のお知らせ(11～12月)

福島県では、福島県弁護士会と連携し、弁護士による対面の法律相談を実施しております。相談料は無料ですので、請求手続きについて不明な点などお気軽にご相談ください。

相談方法および内容

- 事前予約が必要になります

受付番号：**024-523-1501** (原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口)

受付時間：午前8時30分～午後8時(平日)

- 相談時間

30分 (午後1時30分～3時50分に実施)

法律相談実施場所

No.	実施市町村	相談日	実施場所
1	福島市	11月28日(水) 12月19日(水)	福島県青少年会館 第6研修室 (福島市黒岩字田部屋53-5)
2	二本松市	11月21日(水) 12月12日(水)	福島県二本松合同庁舎 2階会議室 (二本松市金色424-1)
3	伊達市	11月14日(水) 12月5日(水)	福島県伊達合同庁舎 1階会議室 (伊達市保原町大泉字大地内124)
4	郡山市	11月14日(水) 11月21日(水) 11月28日(水) 12月5日(水) 12月19日(水) 12月26日(水)	福島県郡山合同庁舎 第4会議室 (郡山市麓山1-1-1)
5	白河市	11月8日(木) 11月15日(木) 11月22日(木) 12月6日(木) 12月13日(木) 12月20日(木)	白河商工会議所 会議室 (白河市道場小路96-5)
6	会津若松市	11月8日(木) 11月20日(火) 11月30日(金) 12月6日(木) 12月13日(木) 12月20日(木)	福島県会津若松合同庁舎 本館1階会議室 (会津若松市追手町7-5)

次ページへ続きます

No.	実施市町村	相談日	実施場所
7	南会津町	11月2日(金)	南会津町商工会田島本所会館 2階会議室 (南会津町田島字行司12)
		12月7日(金)	南会津町商工会館岩支所会館 2階会議室 (南会津町松戸原156)
		12月12日(水)	福島県南会津合同庁舎 4階会議室 (南会津町田島字根小屋甲4277-1)
8	相馬市	11月15日(木) 12月13日(木)	相馬市役所分庁舎 第1会議室 (相馬市中村字大手先13)
9	南相馬市	11月8日(木) 11月22日(木) 12月6日(木) 12月20日(木)	福島県南相馬合同庁舎 402会議室 (南相馬市原町区錦町1-30)
10	いわき市	11月6日(火) 11月13日(火) 11月20日(火) 12月11日(火) 12月18日(火) 12月25日(火)	福島県いわき合同庁舎 南分庁舎3階中会議室 (いわき市平字梅本15)

問い合わせ

福島県生活環境部 原子力賠償支援課

TEL 024-523-1501



東京電力

平成24年10月17日付毎日新聞朝刊1面トップ 「結婚理由 賠償打ち切り」について

平成24年10月17日

東京電力株式会社

○結婚の事実だけをもって精神的損害に対する賠償を終了の扱いとすることはありません(事故後に結婚された場合でも、精神的賠償を継続させていただいているケースもあります)。

なお、結婚された方に対する当社の賠償の考え方につきましては当社ホームページの「本賠償のご請求に関してよくいただくご質問」に掲載しております。

○当社といたしましては、引き続き、結婚の事実だけでなく、具体的なご事情を個別にお伺いさせていただき、避難と同様の実態であることが確認できた場合には、避難を継続された場合と同様のお取り扱いとさせていただきます(避難と同様の実態であるにもかかわらず、精神的損害に対する賠償を終了のお取り扱いとしている場合がございます。改めて個別のご事情を確認し、適切に対応させていただきます)。

問い合わせ

福島原子力補償相談室(コールセンター)

TEL 0120-926-404(フリーダイヤル)

受付時間:午前9時~午後9時

常磐自動車道 いわき四倉IC～広野IC間 昼夜間連続通行止めの実施について

NEXCO東日本いわき管理事務所(福島県いわき市)は、常磐自動車道いわき四倉インターチェンジ(IC)～広野IC間において、東日本大震災で被災した路面補修工事を実施するため、下記のとおり昼夜間連続通行止めを実施します。

お客さまにはご迷惑をお掛けしますが、高速道路の安全・快適な環境を維持するために必要な工事ですので、ご理解とご協力をお願いします。

■ 通行止め区間と期間

常磐自動車道 いわき四倉IC～広野IC間(上下線)

平成24年10月20日(土)午前6時～11月5日(月)午前6時

(予備日:平成24年11月6日(火)～11月11日(日))

■ 迂回路

国道6号、県道41号

■ 工事内容

路面に生じた段差等の補修工事を行います。



※小雨決行としますが、大雨および強風の恐れがある場合は延期します。

なお、通行止めの実施判断につきましては、実施前日の午後5時に行います。

磐越自動車道 いわき三和IC～いわきJCT間 夜間通行止めの実施について

NEXCO東日本いわき管理事務所(福島県いわき市)は、磐越自動車道いわき三和インターチェンジ(IC)～いわきジャンクション(JCT)間において、東日本大震災で損傷した路面補修工事のため、下記のとおり夜間通行止めを実施します。

お客さまにはご迷惑をお掛けしますが、高速道路の安全・快適な環境を維持するために必要な工事ですので、ご理解とご協力をお願いします。

■ 通行止め区間と期間

磐越自動車道 いわき三和IC～いわきJCT間(上り線)

平成24年11月13日(火)午後8時～11月14日(水)午前6時

(予備日:平成24年11月14日(水)～11月16日(金)のうち一夜间のみ実施)

■ 迂回路

国道49号

■ 工事内容

路面に生じた段差等の補修工事を行います。

※小雨決行としますが、大雨および強風の恐れがある場合は延期します。

なお、夜間通行止めの実施判断につきましては、実施当日の午前9時に行います。

問い合わせ

NEXCO東日本 お客さまセンター

TEL 0570-024-024(ナビダイヤル)(24時間)

03-5338-7524(PHS、IP電話のお客様)

「三条別院お取り越し報恩講」のご案内

真宗大谷派三条別院では、毎年11月にお取り越し報恩講を厳修しております。
参道には露店が立ち並び、多くの参詣者でにぎわいます。

三条別院の本堂で、皆様と一緒に合掌させていただきたいと思ひます。
ぜひ、お気軽にお参りください。

- 開催日時 11月5日(月)～8日(木)
- 会場 三条別院(東別院)
※会場には、駐車場があります。
- 入場料 無料
(来場の際は**ひめさゆりカード**を提示してください)
- 実施主体 真宗大谷派三条別院報恩講実行委員会



くわしくは、先週号のチラシをご覧ください。

参加希望の方は、申し込み用紙に記入のうえ、ひばりまで申し込みください。
電話での申し込みも受け付けます。

申し込み締め切り **10月31日(水)**

また、三条別院へ直接の申し込みもできます。

真宗大谷派三条別院 **TEL 0256-33-0007** **FAX 0256-33-2847**

問い合わせ

交流ルーム ひばり (総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 8:30～18:00 [休館日] 毎週木曜日

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1) 双葉町:旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1) 大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号) 富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0120-455-770	
大熊町	0120-26-3844	
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
福島市	024-525-3793	
本宮市	0243-33-1111	
郡山市	024-924-7101	

三条市に避難している世帯数(2012.10.24現在)

市町村名	世帯数
南相馬市小高区	42
南相馬市原町区	8
南相馬市鹿島区	1
浪江町	8
双葉町	4
大熊町	2
富岡町	2
川内村	2
いわき市	1
福島市	1
本宮市	1
郡山市	12

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511